

騒音計貸出要領

（目的）

第1条 本要領は、市民の皆様が身近な騒音について簡易的な測定を行うため、市内における騒音測定を目的として騒音計を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸出の対象）

第2条 貸出対象者は以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に在住する者
- (2) 市内に通勤又は通学する者
- (3) 市内に事業所を有する事業者又は団体
- (4) 市内で工事等を実施する事業者又は団体

（貸出物品）

第3条 貸出物品は、次に掲げるものとする

- (1) 騒音計本体
- (2) 取扱説明書
- (3) 乾電池その他付属品

（貸出期間）

第4条 貸出期間は、原則として貸出日から翌週の同曜日までとする。返却予定日が市の閉庁日に当たる場合は、その翌開庁日を返却日とする。

2 前項の規定にかかわらず、予約状況その他の事情により貸出期間を調整する場合がある。

3 貸出状況に支障がない場合は、返却予定日から翌週の同曜日まで貸出期間を延長することができる。

（貸出料）

第5条 騒音計の貸出料は無料とする。

（貸出手続）

第6条 騒音計の貸し出しを希望する者は、事前に電話又は窓口により予約を行うものとする。

2 市は、貸出希望期間及び利用目的を確認のうえ、貸し出しの可否を決定する。

3 予約者は、指定された日時に豊中市環境部環境指導課窓口へ来庁し、「騒音計貸出申請書兼借用書」を提出しなければならない。

4 申請者は、本人確認のため、運転免許証、マイナンバーカードその他本人確認ができる書類を提示しなければならない。

5 市は、申請内容を確認した後、騒音計及び付属品を貸し出すものとする。

（返却）

第7条 借受者は、貸出期間内に騒音計及び付属品一式を環境指導課窓口へ返却しなければならない。

2 市は、返却時に機器の状態及び付属品の有無を確認するものとする。

（利用上の遵守事項）

第8条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 騒音計は市内の簡易測定を目的として使用すること。
- (2) 測定結果を公的証明又は法的根拠として使用しないこと。
- (3) 水濡れ、落下その他機器に損傷を与えるおそれのある行為を行わないこと。
- (4) 営利目的で使用しないこと。
- (5) 公害紛争の解決を目的として使用しないこと。
- (6) 第三者への転貸又は譲渡を行わないこと。

(損害賠償)

第 9 条 借受者は、騒音計又は付属品を紛失し、又は破損したときは、速やかに環境指導課へ連絡しなければならない。

- 2 市長は、紛失又は破損の程度に応じて、借受者に対し現品又は相当額による賠償を求めることができる。

(その他)

第 10 条 借受者は、騒音計の操作方法その他利用に当たって不明な点がある場合は、無理に操作せず、環境指導課へ問い合わせるものとする。

附則

この要領は、令和 8 年 10 月 1 日から実施する。

(問合せ先)

豊中市環境部環境指導課 環境保全係（第一庁舎 5 階）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号

電話：06-6858-2105

受付時間：平日 午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）